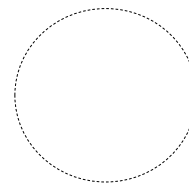


児童手当 額改定認定請求書
特例給付 額 改 定 届



※ 太枠内のみ記入してください。

(宛先) 旭川市長

提出年月日	受付確認年月日
令和 . .	令和 . .

受給者	フリガナ		加入している 公的年金 制度の種別	ア 厚生年金保険(共済) ウ 国民年金
	氏名			イ 厚生年金保険 エ その他()
	住所	旭川市	生年月日	昭和 . .
電話番号	()			平成 . .

増額又は減額の別	増額 . 減額
----------	---------

増額又は減額の原因となる児童
※増額の場合は、請求者が養育(監護)している児童

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	同居 別居	生計 関係	特殊認定事由
		平成 . .	同・別	同・維	同居父母 ()
		平成 . .	同・別	同・維	同居父母 ()
		平成 . .	同・別	同・維	同居父母 ()
		平成 . .	同・別	同・維	同居父母 ()

増額する理由 ア. 出生 イ. その他()

減額する理由
 ア. 死亡した
 イ. 監護しなくなった
 ウ. 生計を同じくしなくなった
 エ. 生計を維持しなくなった
 オ. 国内に住所を有しなくなった
 (留学を理由とするものを除く)
 カ. 児童と別居した
 (単身赴任の場合を除く)
 キ. 里親等への委託又は児童福祉施設等に入所した
 ク. その他()

事由発生年月日 令和 年 月 日

備考

法第9条第2項適用 (15日特例)	認定 改定 却下	手 当 月 額	計	平・令 年 月	平・令 年 月
<input type="checkbox"/>				人 千円	人 千円

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する児童（18歳到達後最初の3月末日までの間にある児童をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当及び特例給付の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。

なお、児童手当・特例給付の額が減額する場合は、「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 「加入している公的年金制度の種別」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「エ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「エ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
- 3 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 4 「増額する理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。
- 5 「減額する理由」の欄は、「ア」から「ク」までのいずれか該当するものを○で囲み、「ク」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。（※「キ、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 6 「事由発生年月日」の欄は、「4」又は「5」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、備考欄にいつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 児童手当及び特例給付の額が増額する場合、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑨ その他受給者や児童の状況により、さらに書類が必要な場合があります。